

令和7年度電波適正利用推進員募集要領

北海道総合通信局は、電波の適正利用に関する民間による活動を通じ、国が行う電波監視活動とあいまって、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するため、電波適正利用推進員（以下「推進員」という。）を下記により募集します。

記

1 応募資格

推進員は、次に掲げる要件を満たしているものであること。

- (1) 20歳以上70歳以下（令和7年4月1日現在）であること
- (2) 無線通信に関する一定の知識又は経験を有すること（無線従事者資格保有、無線通信関連企業に勤務した経験、理科教員の経験など）
- (3) 北海道総合通信局が行う電波の適正な利用に係る活動に深い理解と関心を持ち、この制度に積極的に協力する熱意と識見を有すると認められること
- (4) 活動区域（推進員が居住する市町村及びその周辺）となる地域の事情に精通していること
- (5) 推進員の活動を適切に行えと認められること
- (6) 推進員の地位及び活動を政治的目的又は自己の利益に利用するおそれのないこと
- (7) 現職の総務省職員及び警察官、海上保安官等の司法警察職員でないこと
- (8) 公職選挙法第3条に規定する公職にある者及びその立候補者でないこと

2 活動内容

- (1) 電波の適正な利用等の電波に関する知識についての周知啓発のうち、地域のイベント会場や電波教室等における活動により、電波法令の不知や錯誤による不法・違反電波の未然防止のための情報提供に関すること
- (2) 混信その他の無線局の運用を阻害する事象及び電波の安全性に関し、相談を受け、相談窓口の紹介をする等の助言を行うこと
- (3) その他電波の適正な利用について北海道総合通信局長に対し必要な協力をする事

3 委嘱期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 募集人員

次の地域に居住する者 若干名

- ・ 石狩振興局管内
- ・ 空知総合振興局管内

- ・オホーツク総合振興局管内
- ・十勝総合振興局管内
- ・渡島総合振興局管内
- ・檜山振興局管内

5 応募

所定の応募用紙に次の事項等を記載して、令和7年2月5日(水)(消印有効)までに北海道総合通信局へ郵送にて応募願います。

- (1)住所、氏名、生年月日、所属、電話番号
- (2)無線関係資格、経歴
- (3)活動に当たっての抱負
- (4)他総合通信局管内において、電波適正利用推進員として活動した実績等

6 旧姓の記載方法

旧姓の併記を希望する場合、[]を記載して、その中に旧氏を記載してください。

【電波適正利用推進員応募用紙の記載例】

(1) 氏名の記載欄

氏名：総務 [□□] 花子

(2) 枠内の氏名欄

フリガナ： ソウム [□□] ハナコ

氏名 総務 [□□] 花子

7 選考結果の通知

有識者からなる選考会により選考し、推進員をお願いする方に令和7年3月末日までに通知します(原則として書類審査により行いますので、応募者の来局は不要です)。

8 規律等

(1)活動に当たっての規律

ア 推進員は、その活動上知ることのできた秘密を第三者に漏らしてはならない。その者が推進員でなくなった後も、同様とする

イ 推進員は、その地位及び活動を政治的目的又は自己の利益及び委嘱外の活動に利用してはならない

ウ 推進員は、その地位を乱用してはならない

(2)解嘱

推進員は、次の場合には解嘱されることがある。

ア 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

イ 活動を著しく怠ったとき

ウ 電波法(昭和25年法律第131号)若しくは同法に基づく命令に違反したとき

- エ 推進員たるにふさわしくない非行があったとき
 - オ 推進員が(1)に示す規律に反すると認められたとき
 - カ 不正な手段により推進員の地位を得たとき
 - キ 次のいずれかに該当するに至った者が推進員の地位を辞さなかったとき
 - (ア) 総務省職員又は警察官、海上保安官等の司法警察職員の職に就いたとき
 - (イ) 公職選挙法第3条に規定する公職に就いたとき及びその立候補者となったとき
 - (ウ) 委嘱した総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄外区域に転居することとなったとき
 - ク 委嘱（再委嘱を除く）された日から6ヶ月以内に特段の理由なく新任研修を受講しなかったとき
- (3) 報酬
- ア 無報酬とする
 - イ 予算の範囲内において、活動に要する費用を支給する

9 個人情報の取り扱い

応募用紙に記載された個人情報については、推進員の募集事務及び推進員委嘱事務のみに使用します。なお、個人情報の基本的な取り扱いについては、「北海道総合通信局の保有する個人情報の取り扱いについて」

(<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/kojin/kojin.htm>) をご覧下さい。

10 問い合わせ先・応募先

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

北海道総合通信局 電波監理部 電波利用環境課(電話011-709-2311 内線4743)